

平成29年度内部公益通報の運用状況について

No	日付	通報内容	通報対象 事実の有無	調査結果	通報対象事実への対応
1	平成29年6月16日	職員の恒常的な遅刻や勤務態度不良等があった。	—	通報内容は、職員の勤務状況及び勤務態度に係るものであり、この是正は、第一義的には職場及び所属の上司が指導監督責任を尽くすことにより行われるべきものであることから、高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例第8条第1項第1号に規定する「その他の不正な目的でなされた通報」と認め、調査を実施しなかった。	通報に対する調査は実施しなかったが、総務局長から関係局長に対し、通報内容についての事実確認を行うとともに、事実と認められた事項については、対象者に対し、是正に必要な指導を徹底するよう求めた。
2	平成29年12月2日 平成30年1月18日 同年3月11日	特定の個人や団体等に対する特別な配慮を行う指示等があった。	有	関係職員及び対象者への聴取の結果、通報内容のうち、所属外職員への命令の一部について、通報対象事実を確認した。	任命権者に対し、是正措置等を講じるよう勧告した。